

年金

**納められた
保険料・掛金で
社会保険料控除が
受けられます。**

納められた国民年金の保険料や国民年金基金の掛金は、毎年2月中旬から3月中旬にかけて行われる所得税の確定申告の際に「社会保険料控除」として、支払った金額が課税対象の所得から控除できます。控除として利用できるのは、平成15年1月から12月の間に納められた保険料や掛金となります。また、ご自身の保険料や掛金はもとより、生計を同じにしている配偶者やその他の親族（別居中の大学生を含む）が、支払わなければならぬ保険料や掛金を納めている場合にも、その保険料や掛金は控除の対象になります。控除の手続は、給与所得者の場合には、年末調整の際の「保険料等控除申告書」に記入すれば終わります。しかし、年末調整を受けられなかった方や、申告書に記入漏れがあった方などは、住所地の税務署

に確定申告書を提出することで、控除が受けられます。

なお、申告手続の際、お支払いされた保険料や掛金の金額を確認するために、領収書もしくは支払証明書の提出を求められる場合があります。あらかじめ、提出先にてご確認をお願いします。

（支払証明書の発行は、納付先である社会保険事務所で行います。証明書が必要な場合は、社会保険事務所に申請してください。）

また、過去に納め忘れていた保険料や、免除を受けていた期間の保険料を納めた場合にも、その支払いが平成15年1月から12月の間に納めたものであれば、控除の対象となります。忘れずに申告をしてください。

問い合わせ

松山西社会保険事務所
国民年金保険料課

☎925-5175

**年金受給者の皆さん！
不番電話や訪問に
ご注意を!!**

年金受給者や被保険者、その家族の方などに、紛らわし

い団体や社会保険事務所などの職員を装い、

「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金支給を停止する。」とか、

「国民年金保険料が未納なので、指定の銀行口座に振り込むように。」

と、電話や通知書で連絡を行い、振り込みを要求してきたり、

「医療費の払い戻しや社会保険の手続に手数料が必要。」と、社会保険などを名乗り、自宅を訪問しての詐欺被害が、全国的に多発しています。

社会保険庁や社会保険事務所などでは、指定口座への振り込みや手数料を取ったりすることは一切ありません。くれぐれも、ご注意ください。

もし、不審な電話や文書、訪問などを受けた場合は、直ちに社会保険事務所へのご連絡をお願いします。

問い合わせ

松山西社会保険事務所
☎925-5105



税

**軽自動車などの
廃車・名義変更は
3月31日までに**

軽自動車税は、4月1日現在所有されている方に課税されます。廃車・名義変更をされる方は、次の手続場所を、

3月31日（水）までに手続を済ませてください。
また、軽自動車などを持って転出した場合は、原動機付自転車等については転出先市町村へ、軽二輪車・自動二輪・軽自動車については次の手続場所（県外に転出している場合は当該都道府県の陸運支局）もしくは軽自動車検査協会）で住所変更の手続をお願いします。

◆ 車種別の申告先 ◆

車種	申告先	持参するもの
原動機付自転車 (50cc～125cc) 農耕作業車 小型特殊自動車	松前町役場税務課 町民税係 ☎985-4110	* 印鑑（認印でよい。） * 自賠責保険証書等 （車台番号・車名・排気量の分かるもの） * ナンバープレート（廃車・県外転出などの場合）
軽二輪車 (125cc～250cc) 二輪の小型自動車 (250cc超)	愛媛県陸運支局 ☎956-1562	* 自動車検査証（250cc以上の場合） * 印鑑（認印でよい。名義変更の場合は、新使用者と新旧所有者の印鑑。廃車の場合は、検査証欄の使用者と所有者の印鑑）
軽自動車	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎975-6730	* 住民票（3か月以内のもの） * ナンバープレート（廃車・県外転出などの場合） * 自賠責保険証書